

西成区生涯学習関連施設連絡会設置要綱

(目的)

第1条 区民の学習・文化スポーツ活動など生涯学習活動を支援するため、区役所と区内生涯学習関連施設が連携して、区内で行われる生涯学習関連事業を総合的・効果的に実施し、地域における生涯学習活動の振興を図ることを目的として西成区生涯学習関連施設連絡会（以下「施設連絡会」という）を設置する。

(事業の調整)

第2条 施設連絡会において、区役所（事務局）は、区における生涯学習施策の総合的な推進を図るために、必要な調整を行うことができる。区役所、事業所及び行政出先機関は、相互に連絡調整を緊密に行い、区における生涯学習施策の推進に協力しなければならない。

(区行政連絡調整会議、区生涯学習推進本部等との連携)

第3条 目的達成のため、区役所（事務局）は、施設連絡会において、区行政連絡調整会議、区生涯学習推進本部等と連携を図り、必要な調整を行うことができる。

(所掌事務)

第4条 施設連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する資料・情報の交換
- (2) 生涯学習事業の研究・開発
- (3) 各施設の関係団体、グループ・サークルの把握と相互交流
- (4) その他生涯学習施策の推進に関すること

(組織)

第5条 施設連絡会は、別表に掲げる施設の職員で構成する。

2 その他、施設連絡会が必要と認める者。

(会議)

第6条 会議は、区役所（事務局）が隨時招集する。

(事務局)

第7条 施設連絡会の事務局は、区役所市民協働課に置く。

(施行の細目)

第8条 この設置要綱の施行について必要な事項は、区役所（事務局）が定める。

附 則 この要綱は、平成14年（2002年）3月1日から施行する。

（要綱改正）平成14年（2002年）5月 8日（事務局）

（要綱改正）平成17年（2005年）4月13日（事務局）

（要綱改正）平成25年（2013年）4月 1日（事務局）

（要綱改正）平成26年（2014年）4月 1日（事務局）

（要綱改正）令和6年（2024年）5月20日（事務局）

西成区生涯学習関連施設連絡会（別表）

大阪市立西成区民センター

大阪市立西成図書館

西成区子ども・子育てプラザ

西成区在宅サービスセンター（はぎのさと）

大阪市立西成区老人福祉センター

大阪市立西成スポーツセンター

大阪市社会福祉研修・情報センター

大阪市立阿倍野市民学習センター

西成区役所